平成２３年（フ）第６０８号
新潟市北区内島見2173番地24
債務者　五十嵐由美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３７号
大阪府羽曳野市野々上１丁目13番11号、前住所大阪府藤井寺市小山新町９番５号
債務者　高橋重量こと　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３３６号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目54番地　アメニティー高鷲101号
債務者　成松　光子（旧姓堀添）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０８号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目203―11、住民票上の住所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目1372番地の８
債務者　東野　康雄
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１４号
大阪府河内長野市向野町521番地
債務者　多井中美紀子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６１８号
大阪府松原市立部１丁目175番地の１　102号
債務者　たこ一こと　板垣惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２２号
堺市南区三原台３丁40番１―206号、前住所大阪府和泉市富秋町３丁目11番19―101号
債務者　中田　加代
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３０号
堺市西区鳳南町５丁521番地８
債務者　大塚　成宜
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６６０号
大阪府柏原市今町１丁目３番５号
債務者　山本さくら（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
香川県高松市寺井町1328番地　県住13―206
債務者　ヴァンティアン21こと　香川　　彰
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８４号
福岡県大牟田市龍湖瀬町40番地12　龍湖瀬市営住宅１棟31号
債務者　吉田　紀年
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第８５号
福岡県大牟田市龍湖瀬町40番地12　龍湖瀬市営住宅１棟31号
債務者　吉田美津子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県大牟田市大字今山1326番地３
債務者　志水彌四郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９５号
福岡県大牟田市大字三池544番地40　竹ノ原団地51号丸田方
債務者　出田　頼加（旧姓丸田）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県大牟田市大字三池878番地
債務者　中山利栄子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９９号
福岡県豊前市大字沓川592番地１　三浦住宅Ｃ棟
債務者　中上　理恵（旧姓中岡）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
栃木県佐野市上羽田町442番地
債務者　青木　亮太
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部